

無形文化遺産部会の設置について（案）

平成29年4月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第12条1に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- （3）無形文化遺産保護条約第16条1に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- （4）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項に基づき、上記2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

無形文化遺産部会委員（案）

（平成29年4月 日現在）

（正委員）

岩崎まさみ 北海学園大学客員教授

（臨時委員）

荒田 明夫 桜美林大学特別任用教授

内田 篤呉 MOA美術館館長

小野寺節子 國學院大學兼任講師

唐澤 昌宏 独立行政法人国立美術館

東京国立近代美術館工芸課長

久保田裕道 独立行政法人国立文化財機構

東京文化財研究所無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長

西岡 陽子 大阪芸術大学教授

松崎 憲三 成城大学教授